

物品購入仮契約書

- 1 物 品 名 小中学校等における指導者用端末等
- 2 仕 様 別紙仕様書のとおり
- 3 数 量 ①小中学校等における指導者用端末：1，451台
〔 内訳：小学校及び義務教育学校（前期課程）928台
中学校及び義務教育学校（後期課程）523台 〕
- ②大型テレビ出力用HDMI変換アダプタ：1，213個
〔 内訳：小学校及び義務教育学校（前期課程）867個
中学校及び義務教育学校（後期課程）346個 〕
- 4 納 入 場 所 津市立小学校、中学校及び義務教育学校
- 5 納 入 期 限 令和8年3月31日
- 6 契 約 金 額 ●●●，●●●，●●●円
(うち消費税及び地方消費税の額〇〇，〇〇〇，〇〇〇円)
- 7 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

上記に係る物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品購入契約を締結し、日本国の法令を遵守し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

ただし、当契約書は仮契約であって、津市議会の議決後直ちに本契約書としての効力を生ずるものとする。なお、受注者が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合、又は本市から指名停止を受けた場合は、この契約を解除し、本契約を締結しないものとする。

この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者がこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に損害賠償請求をできないものとする。

令和 年 月 日

発 注 者 津市西丸之内23番1号
津 市
津 市 長 前 葉 泰 幸 印

受 注 者 所 在 地
商号(名称)
代表者氏名 印

物品購入契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（図面、関係書類及び質問回答書等がある場合はそれらを含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この約款記載の物品（以下「物品」という。）をこの約款記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、原則として書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、発注者がこの契約に係る契約保証の免除をしたときを除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(担当職員)

- 第4条 発注者は、仕様書等に基づき、指示、協議及び承諾等を行う担当職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。
- 2 発注者が担当職員を置いたときは、この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更)

- 第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は物品の納入に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物品の納入の中止)

- 第6条 発注者は、必要があると認めるときは、物品の納入の中止内容を受注者に通知して、物品の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が物品の納入の続行に備え物品の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納品書等の提出等)

- 第7条 受注者は物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由を認めるときは、分割して納入することができる。

(検査)

- 第8条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。
- 2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、前3項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品納入の完了とみなして前5項までの規定を準用する。

(引換え又は手直し)

- 第9条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所に

において発注者に納入するとともに、第7条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

5 前条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第10条 発注者は、第8条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった物品について、その瑕疵の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転及び引渡し)

第11条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は発注者に引渡されたものとする。

(契約金額の支払い)

第12条 受注者は、第11条の規定により物品が発注者に引渡されたときは、発注者に対して契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 受注者は、発注者が所定期間内に契約金額を支払うことができないときは当該期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払代金に対し、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第34条第3項に規定された率により計算した遅延利息を発注者に対し、請求することができる。

(部分引渡し)

第13条 受注者は、物品について、発注者が仕様書等において納入期限に先だって引渡しを受けろべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の物品を納入するときについては、第7条から第11条までの規定中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定する場合のほか、この物品の納入の一部が完了したときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引き渡しを受けることができる。この場合において第7条から第11条までの規定中「物品」とあるのは「引渡部分に係る物品」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される前条第1項の規定により、受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約金額の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第14条 納入期限内に物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、物品が納入することができない部分の額につき、遅延日数に応じ、規則第34条第1項に規定された率により計算した額とする。

(契約不適合責任)

第15条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡し、による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法を異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者は、同項の規定による履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 第1項の規定による追完請求、前項の規定により代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。
- 5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が、引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（発注者の催告による解除権）

第16条 発注者は、受注者が債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（発注者の催告によらない解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 物品の全部を納入することができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受注者がその債務の物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合に又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 受注者の役員等（受注者が、法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関

係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。

- (3) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (6) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (7) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（発注者の任意解除権）

第18条 発注者は、受注者が債務を履行するまでの間は、第16条、第17条、前条並びに次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。

次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第16条又は第17条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第16条又は第17条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第6条の規定により物品の納入の中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約締結日から納入期限までの期間の3分の2を超えたとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第23条 発注者は、この契約が解除された場合においては、受注者が既に物品の納入を完了した部分（第13条の規定により部分引渡しを受けている場合は、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（発注者の損害賠償請求等）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この物品に契約不適合があるとき。

(3) 第16条又は第17条の規定により、債務の履行後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能

であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第16条、第17条、第17条の2又は第18条の2の規定により債務履行後にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 債務履行前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から出来形部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率（以下「財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率」という。）の割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第2条第1項の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第12条第2項（第13条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約の費用）

第26条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（契約外の事項）

第27条 この約款のほか、規則を遵守するとともに、この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議の上、これを定める。